２０２６年度版

SOMPO

群馬司法書士会　会員の皆さまへ

司法書士賠償責任保険のご案内

司法書士業務に関わる様々なリスクを補償します。

「サイバー保険特約」の加入も可能

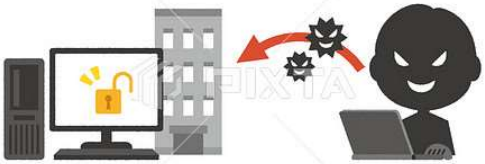

保険期間	:２０２６年９月１日 午後４時から
	:２０２７年９月１日 午後４時まで
保険契約者	：群馬司法書士会
加入対象者	：同会会員の司法書士および司法書士法人
申込締切日	：２０２６年８月24日（月）

取扱代理店

アームリンク株式会社　　担当：米田
（受付時間：平日の午前９時から午後５時まで）

群馬県前橋市古市町1-43-6真塩ﾋﾞﾙ2F
ＴＥＬ　：０２７－２５５－３２３３
ＦＡＸ　：０２７－２８０－４６５９

ホームページ

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社
群馬支店　前橋支社
（受付時間：平日の午前９時から午後５時まで）

群馬県前橋市本町1-4-4
ＴＥＬ：０５０－３７９８－５９５４
ＦＡＸ：０２７－２２３－８００４

事故事例

保険金のお支払い事例

①売主が識別情報を紛失したとのことで、売主の本人確認を行ったうえで
本人確認情報提供制度により所有権登記を行った。
しかし売主は偽者（なりすまし）であったことが後に判明。
買主が所有権を取得できず、損害を被った。　（業務危険補償）

②売買を原因とする所有権移転登記において買主を誤って登記。　（業務危険補償）
正しい買主名義に所有権移転登記をやり直すための登録免許税を負担。

③自転車の業務使用中に歩行者と接触。歩行者にケガをさせた。　（施設危険補償）

④事務所内の台所などで、水道の蛇口開けたままにしてしまい、
階下の方へ水漏れ被害を与えた。（借家人賠償とは異なります）　（施設危険補償）

⑤電子メールに添付したマルウェアを介してアカウント情報を入手し、
オフィスネットワークに攻撃者が不正侵入。　（サイバー保険特約）
さらに別の制御システムに不正侵入を拡大させてしまった。

⑥外部から不正アクセスにより、クレジットカード情報が流出し、
WEBサイトが停止　（サイバー保険特約）

＊⑤・⑥については別途「サイバー保険特約」へのご加入が必要です。

○今般、詐欺集団が売主になりすました不動産取引に司法書士が巻き込まれる事件が多発しており、特に売主のなりすましを見抜けず本人確認書類を提供してしまい、司法書士が損害賠償責任を問われるケースが増えています。
近年の偽装された本人確認書類は極めて精巧であることや、損害賠償金も高額化する傾向にあることから、十分な補償を受けられるプランをおすすめいたします。

○また、２０１５年１０月に施行されたマイナンバー制度（行政手続番号法）により、企業が抱える個人情報の漏えいリスクはますます高まっております。
弊社では、個人情報の取扱いに関するリスクに対する有効なソリューションとしてサイバー保険特約をご用意しております。
次ページ以降にその内容をご案内いたしますので、何卒、ご高覧、ご検討賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

１．司法書士賠償責任保険のご案内

（１）司法書士賠償責任保険とは？

次の司法書士の方々に関わるリスクを補償します。

①司法書士業務に関わるリスク（業務危険）

保険の補償を受けられる方（被保険者）が司法書士業務を遂行するにあたり、職業上相当な注意を用いなかったことにより、業務の委託者（依頼人）または他の第三者に財産的損害を与え法律上の賠償責任を被るリスク。

②司法書士事務所に関わるリスク（施設危険）

司法書士業務を遂行するにあたり、所有・使用・管理する施設（事務所）に起因して、他人の身体に障害を与え、もしくは他人の財物を滅失・き損・汚損し法律上の賠償責任を被るリスク。

※保険の補償を受けられる方とは？
・個人司法書士である場合は、その使用人・その他業務の補助者（司法書士を除きます。）も司法書士業務を行なう場合にかぎり対象となります。
・司法書士法人である場合は、当該司法書士法人の社員もしくは使用人司法書士も司法書士法人の行なう業務を行なう場合にかぎり対象となります。

（２）保険の対象となる業務は？

司法書士法に基づき、他人の依頼を受けて行なう次の業務が対象となります。
ただし、特定依頼者に対する業務のみ、または、土地家屋調査士・行政書士等の資格を合わせて有する場合にそれらの資格において行なう業務は対象外となります。

①登記または供託に関する手続きについての代理
②法務局・地方法務局への提出書類の作成
③法務局・地方法務局の長に対する登記または供託に関する審査請求手続きについての代理
④裁判所または検察庁への提出書類の作成
⑤上記業務に付随して行なう相談業務
⑥不動産登記法44条（注）に基づく保証書作成業務　など

（注）不動産登記法（平成16年6月18日法律第123号）による全部改正が施行される以前の不動産登記法（明治32年法律第24条）をいいます。
※保険の補償を受けられる方の使用人・他業務の補助者が保証人を引受けた場合は補償対象外になります。

※1　訴訟代理請求業務については訴訟代理等担保追加条項にて補償されます。
※2　司法書士を廃業した後の備えとしては廃業担保追加条項にて補償されます。

（３）保険金をお支払いする主な損害は？

次のような損害に対し保険金をお支払いします。

①被害者に支払うべき損害賠償金
②被害者に対する応急手当、緊急処置等の費用
③損保ジャパンの承認を得て支払った訴訟費用・弁護士報酬　など

（注意）保険会社を通さず個別にて委託した弁護士費用は支払対象外となります。

※1　法律上の損害賠償責任が生じないにも関わらず、被害者に支払われた賠償金、見舞金等は保険金のお支払い対象となりません。
※2　賠償責任保険では、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金および訴訟費用等を保険金としてお支払いします。ただし、損害賠償金は保険金額の範囲内でお支払いします。
※3　次ページの「保険金をお支払いできない主な場合」もご確認ください。

（4）保険期間とお支払いする損害との関係

この保険では、保険の補償を受けられる方が*保険期間中に損害賠償請求を提起された場合にかぎり*補償の対象となります。
保険期間中に損害賠償請求を受ける恐れのある原因・事由が発生したことを知ったときは、その原因または事由の具体的状況を遅滞なく損保ジャパンにご通知いただく必要があります。ご通知いただいた場合は、その原因・事由に起因する損害について保険期間終了後に被保険者に対してなされた損害賠償請求は、この保険期間中になされたものと見なし補償対象となります。

※司法書士法人に関しての取扱いについて
①保険期間中に個人司法書士が司法書士法人の社員・使用人となった場合、司法書士法人に入る以前5年間の司法書士業務に起因して生じた賠償責任は、保険期間中に提起されたものと見なします。ただし、請求が提起されたときに、その司法書士法人が損保ジャパンの司法書士特約条項をセットした普通約款に基づく保険契約の記名被保険者である場合にかぎります。
②保険期間中に司法書士が司法書士法人の社員・使用人でなくなった場合、司法書士法人退職後5年間は司法書士法人期間中に提起されたものとみなします。

（5）保険金額と保険料

＜任意加入＞・・ご加入いただく補償内容です。
（注）下表の支払限度額は、全員加入制度と任意加入制度をあわせた限度額となっております。

（保険期間1年、一括払）

司法書士賠償								
セット	業務危険			施設危険（身体賠償）			補助者数	保険料（円）
	支払限度額		免責金額	支払限度額		免責金額		
	1請求につき	保険期間中		1名につき	1請求につき			
A	3,000万円	6,000万円	なし	3,000万円	6,000万円	なし	なし	4,940
							1名	5,520
							以降1名増すごとに	590
B	5,000万円	1億円	なし	3,000万円	6,000万円	なし	なし	6,520
							1名	7,300
							以降1名増すごとに	780
C	1億円	2億円	なし	3,000万円	6,000万円	なし	なし	8,660
							1名	9,700
							以降1名増すごとに	1,040
D	2億円	4億円	なし	3,000万円	6,000万円	なし	なし	10,760
							1名	12,050
							以降1名増すごとに	1,280
E	3億円	6億円	なし	3,000万円	6,000万円	なし	なし	11,620
							1名	13,010
							以降1名増すごとに	1,380
F	4億円	8億円	なし	3,000万円	6,000万円	なし	なし	12,270
							1名	13,740
							以降1名増すごとに	1,460

（6）保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合は保険の対象となりませんのでご注意ください。
①被保険者の故意によって生じた賠償責任
②業務危険に関する事故について、被保険者の犯罪に起因する賠償責任（過失犯は除きます。）
③業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
④保険期間開始前に発生した原因・事由により保険期間開始後に損害賠償請求のなされることを知っていた場合、もしくは過失によってこれを知らなかった場合に、その原因または事由によって生じた賠償責任
⑤被保険者が所有・使用・管理する財物に対する賠償責任（他人の登記済証、実印、印鑑証明書は除きます。）
など

【ご参考】　全員加入制度概要について

保険契約者　群馬司法書士会
加入対象者　群馬司法書士会会員（個人・法人）
支払限度額　１人あたり １事故1,０００万円／期間中2,０００万円
自己負担額　１事故あたり ５万円

＜イメージ図＞

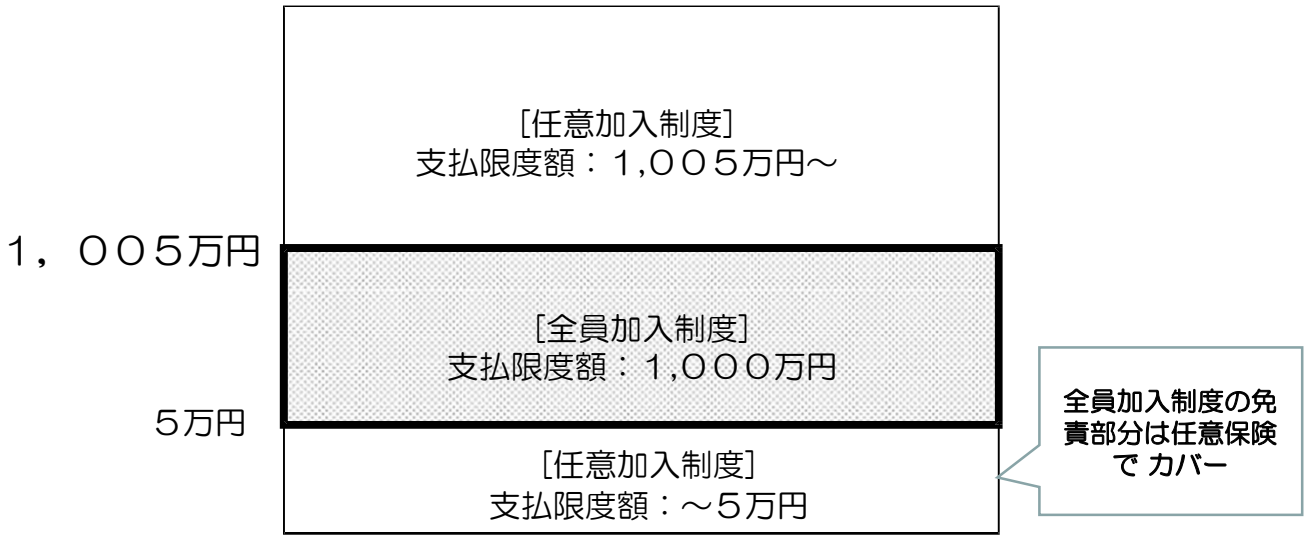

【ご参考】　ご加入イメージ ～ 業務危険について

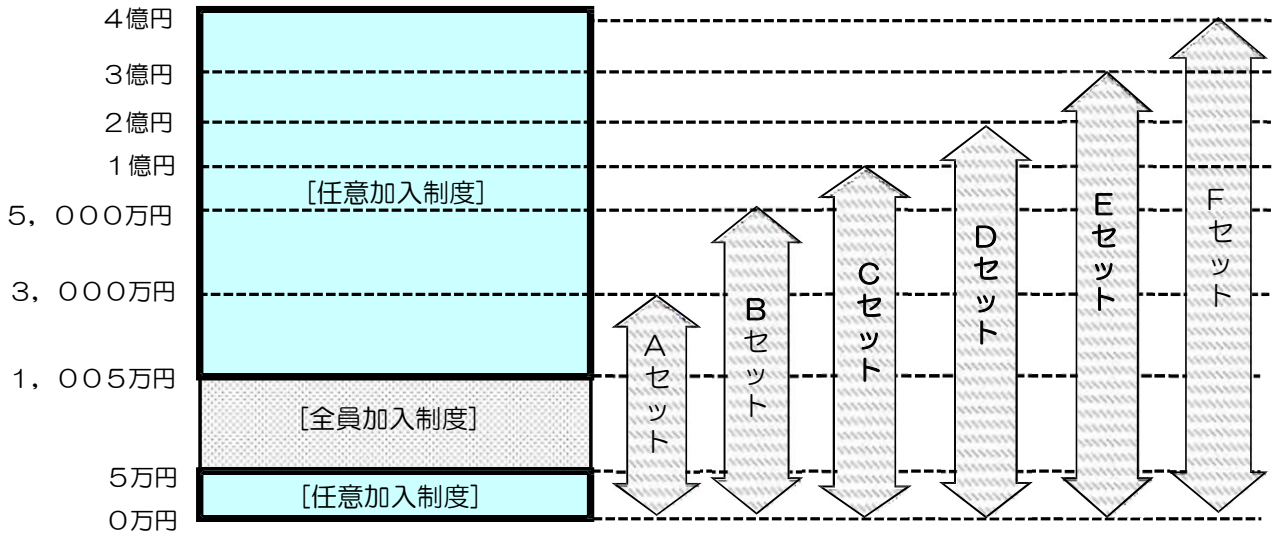

【お申込方法】
①Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆの６セットの中から、ご加入されるセットを選択します。
②保険料表で保険料を確認します。
③各セットの申込補助者数を確認し、該当の保険料を指定口座へお振込みください。

2. サイバー保険特約のご案内

（1）サイバー保険の概要

サイバー攻撃や情報漏えい、自社ネットワークの管理誤りなど貴社システムに関連して発生するセキュリティ事故に起因した第三者への賠償責任や事故対応に要する貴社の諸費用を包括的に補償する保険です。

情報セキュリティ10大脅威

・「ランサム攻撃」「サプライチェーンや委託先を狙った攻撃」が上位を占め、また、「内部不正による情報漏えい等」「機密情報等を狙った標的型攻撃」が10年連続ランクインするなど、サイバー攻撃が単なる嫌がらせ・いたずらを目的としたものではない傾向がうかがえます。
・サイバー攻撃の目的が金銭搾取・取得のビジネスとなっている現状では、企業規模にかかわらず、あらゆる企業が標的となるリスクがあります。

2025年順位	内容	（参考）2016年以降ランクイン
1位	ランサム攻撃による被害	10年連続10回目
2位	サプライチェーンや委託先を狙った攻撃	7年連続7回目
3位	システムの脆弱性を突いた攻撃	5年連続8回目
4位	内部不正による情報漏えい等	10年連続10回目
5位	機密情報等を狙った標的型攻撃	10年連続10回目
6位	リモートワーク等の環境や仕組みを狙った攻撃	5年連続5回目
7位	地政学的リスクに起因するサイバー攻撃	NEW！
8位	分散型サービス妨害攻撃（DDoS攻撃）	5年ぶり6回目
9位	ビジネスメール詐欺	8年連続8回目
10位	不注意による情報漏えい等	7年連続8回目

出典：独立行政法人情報処理推進機構『技術本部セキュリティセンター 情報セキュリティ10大脅威2025』

補償の構成

Ⓐ 第三者への賠償責任

サイバー攻撃、情報漏えい・おそれ、システム管理等に起因して他人に損害を与えた場合の賠償責任・争訟費用の補償

損害賠償金
争訟費用 etc

Ⓑ 事故対応に要する貴社の費用

サイバー攻撃、情報漏えい等の発生に起因して生じる『事故調査』から『解決/再発防止』までの諸費用の補償

原因調査費用
再発防止費用
データ復旧費用 etc

事故事例

①業務用のパソコンにウィルスが感染し、社内のデータベースに保存されている顧客データのクレジットカード情報等が流出した
⇒ A：クレジットカード不正利用によって被った顧客の損害に対する損害賠償金
B：顧客への見舞費用、ウィルス感染原因の調査・影響範囲特定費用、個人情報流出に関する謝罪会見・公告費用等

②自社のサーバーがサイバー攻撃を受け自社データが消失すると共に、取引先企業へのサイバー攻撃へ利用され取引先企業の業務阻害が発生した
⇒ A：業務阻害によって発生した取引先企業の損害に対する損害賠償金、
B：データ復旧費用、再発防止策策定のためのコンサルティング費用等

③自社のホームページ上に記載している文章や掲載している画像等が人格権侵害や著作権侵害をしていた
⇒ A：権利侵害された被害者に対する損害賠償金

④自社システムのバージョンアップ中に不具合が発生し、1か月近くシステム利用ができず業務中断が発生した
⇒ A：業務中断によって取引先等に発生した損害に対する損害賠償金

※司法書士業務賠償責任保険の任意加入とセット加入が必要です。

（2）緊急時サポート総合サービス（自動セット）

万が一、サイバーセキュリティ事故によって、当該事故の公表や本人への謝罪等の対応をしなければならない緊急時に、ワンストップかつ総合的にサポートします。
以下①もしくは②によりサイバー攻撃の可能性を検知した場合は、サイバー攻撃の有無について調査を実施します。
①公的機関からの通報
②被保険者システムのセキュリティ運用管理を委託している会社等からの通報または報告
（ただし、サイバー保険特約で保険金がお支払いできる場合に限ります）

*提携事業者との連携により、SOMPOリスクマネジメント株式会社が支援を実施いたします。

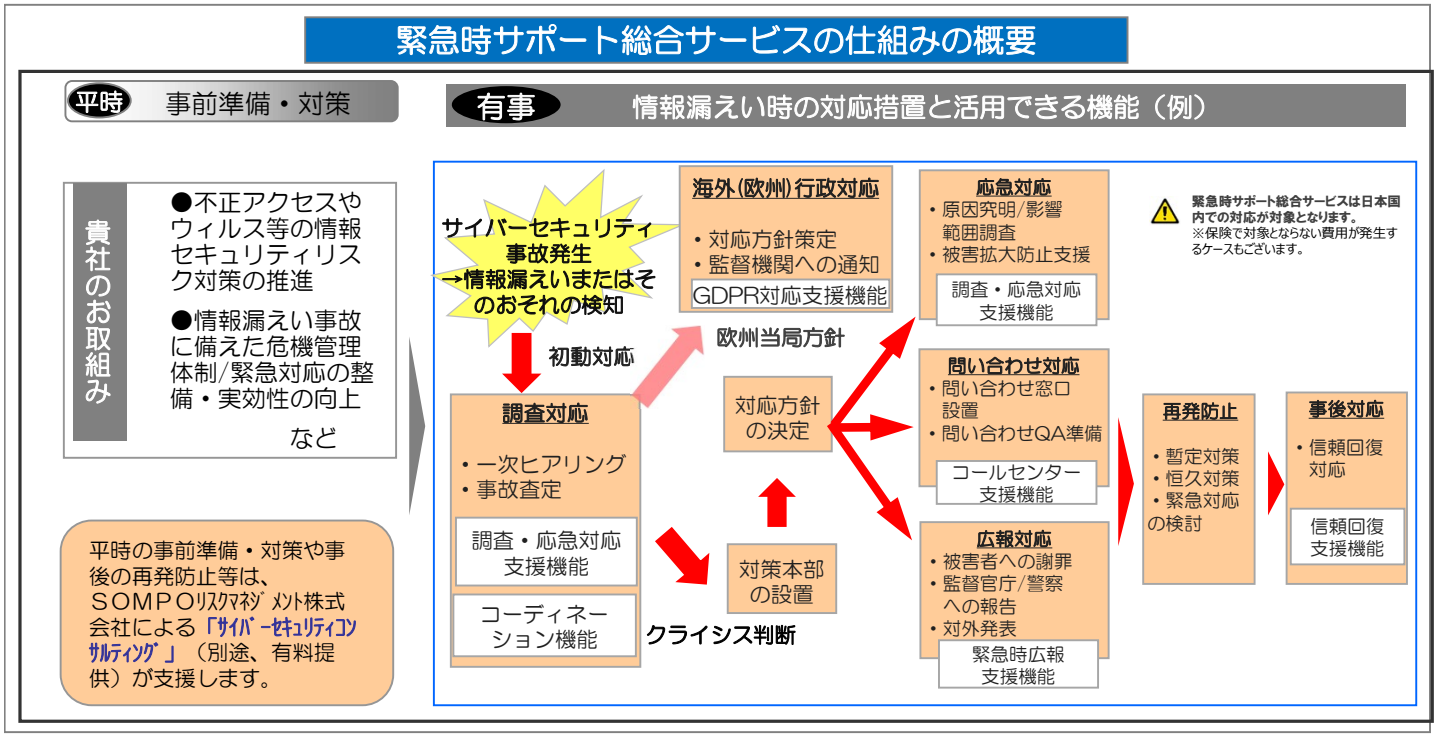

（3）使用人法令違反補償追加条項

2024年度より、**使用人法令違反補償追加条項**が標準補償に組み込まれました。

<u>使用人の違反行為を補償</u>
基本補償で補償されない使用人等の犯罪行為・背任行為等に起因して生じた損害を補償します。
ただし、犯罪行為・背任行為等を行った使用人等自身の被る損害については補償しません。

（4）＜サイバー保険特約＞保険金額と保険料

（保険期間1年、一括払、告知書割引なし、単位：円）

担保項目	保険金額		縮小支払割合	自己負担額	使用人法令違反補償	1事業所あたり年間保険料
	1請求/1事故	総保険金額				
損害賠償責任（A）	1,000万	1,000万	100%	なし	あり	37,000円
費用（B）	100万					

損害賠償責任（A）は1請求保険金額、費用（B）は１事故保険金額です。

（5）＜サイバー保険特約＞保険金をお支払いできない主な場合

【共通】

① 保険契約者または被保険者の故意
② 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為
③ 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為
④ 他人の身体の障害、他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取
ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。
⑤ 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次のアまたはイに掲げる原因による場合を除きます。
ア．火災、破裂または爆発
イ．サイバー攻撃またはITユーザー業務の偶然な事由による被保険者システムの損壊または機能の停止
⑥ 知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
⑦ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還
⑧ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害
⑨ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使
⑩ 暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失
⑪ 戦争等（以下のアからエに掲げるものをいいます。）に起因する損害
ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃
ウ.重要インフラサービスの利用、提供または完全性に重大な影響を与えるもの
エ.安全保障または防衛に重大な影響を与えるもの
⑫ 記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業者である場合、前払支払手段の不正な操作や不正な資金移動等に起因する損害
⑬ 記名被保険者が金融機関である場合、金融商品等の取引や手続き、システムもしくは現金自動預入支払機を通じて行われる資金または財産の移転等

など

※①から③までについては、それらの行為を行った被保険者が被る損害のみ補償対象外です。

【事故に関する各種対応費用部分】

① 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
② 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
③ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害が発生したことにより、記名被保険者に対してそれらが提供されなかったことに起因して発生した費用

など

保険料（プラン）表

＜任意加入＞・・ご加入いただく補償内容です。
（注）下表の支払限度額は、全員加入制度と任意加入制度をあわせた限度額となっております　（保険期間1年、一括払）

司法書士賠償									サイバー保険特約付き（1事業所あたり）（円）
セット	業務危険			施設危険（身体賠償）			補助者数	保険料（円）	
	支払限度額		免責金額	支払限度額		免責金額			
	1請求につき	保険期間中		1名につき	1請求につき				+37,000円
A	3,000万円	6,000万円	なし	3,000万円	6,000万円	なし	なし	4,940	41,940
							1名	5,520	42,520
							以降1名増すごとに	590	—
B	5,000万円	1億円	なし	3,000万円	6,000万円	なし	なし	6,520	43,520
							1名	7,300	44,300
							以降1名増すごとに	780	—
C	1億円	2億円	なし	3,000万円	6,000万円	なし	なし	8,660	45,660
							1名	9,700	46,700
							以降1名増すごとに	1,040	—
D	2億円	4億円	なし	3,000万円	6,000万円	なし	なし	10,760	47,760
							1名	12,050	49,050
							以降1名増すごとに	1,280	—
E	3億円	6億円	なし	3,000万円	6,000万円	なし	なし	11,620	48,620
							1名	13,010	50,010
							以降1名増すごとに	1,380	—
F	4億円	8億円	なし	3,000万円	6,000万円	なし	なし	12,270	49,270
							1名	13,740	50,740
							以降1名増すごとに	1,460	—

※ご加入の際には、司法書士以外の従業員・司法書士業務の補助者を含めてご加入ください。
※上表の司法書士賠償は、人数が１名の場合の保険料です。法人でご加入の場合で、司法書士の人数が２名以上の場合の保険料については人数分ご加入いただく必要があります。
※サイバー保険特約の保険金額は８ページを参照ください。

保険料表

（保険期間1年、一括払）

【保険料表】　司法書士賠償　（単位：円）

補助者数／セット	Aセット	Bセット	Cセット	Dセット	Eセット	Fセット
0名	4,940	6,520	8,660	10,760	11,620	12,270
1名	5,520	7,300	9,700	12,050	13,010	13,740
2名	6,110	8,080	10,740	13,330	14,390	15,200
3名	6,700	8,860	11,780	14,610	15,770	16,660
4名	7,290	9,640	12,820	15,890	17,150	18,120
5名	7,880	10,420	13,860	17,170	18,530	19,580

（注）ご加入の際には、司法書士以外の司法書士業務の補助者を含めてご加入ください。

【保険料表】　司法書士賠償　＋　サイバー保険特約　（単位：円）

補助者数／セット	Aセット	Bセット	Cセット	Dセット	Eセット	Fセット
0名	41,940	43,520	45,660	47,760	48,620	49,270
1名	42,520	44,300	46,700	49,050	50,010	50,740
2名	43,110	45,080	47,740	50,330	51,390	52,200
3名	43,700	45,860	48,780	51,610	52,770	53,660
4名	44,290	46,640	49,820	52,890	54,150	55,120
5名	44,880	47,420	50,860	54,170	55,530	56,580

（注）ご加入の際には、司法書士以外の司法書士業務の補助者を含めてご加入ください。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。
1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
＜1＞事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
＜2＞上記＜1＞について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
＜3＞損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。
ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7. 上記の1. ～6. のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書 など
⑤	公の機関や関係先等などへの調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書 など

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
①公的機関による捜査や調査結果の照会
②専門機関による鑑定結果の照会
③災害援助法が適用された災害の被災地域での調査
④日本国外での調査
⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。
平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。
【窓口：事故サポートセンター】
0120-727-110 （受付時間：24時間365日）
【SOMPOサイバーインシデントサポートデスク】
0120-318-258 （受付時間：24時間365日）

※司法書士賠償とサイバーの問い合せ窓口は異なりますので
おかけ間違いにご注意ください。

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
【窓口：一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター】
電話番号　03－4332－5241（全国共通）
おかけ間違いにご注意ください。
受付時間　平日：午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（https://www.sonpo.or.jp/）

このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご注意

●賠償責任保険は、賠償責任保険普通保険約款、司法書士特約条項および各追加条項等で構成されています。特約条項および追加条項の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●この保険契約（サイバー保険特約を除く）の保険適用地域は日本国内となります。
●サイバー保険特約の保険適用地域は全世界となります。
●この保険契約（サイバー保険特約を除く）について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●保険料算出の基礎となる従業員人数に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について
この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時（※）に始まり、末日の午後4時（※）に終わります。

（※）加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●ご加入いただく際は、加入依頼書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■個人情報の取扱いについて

〇保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
〇損保ジャパン（以下、「当社」と言います。）は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等（以下、「当社業務」と言います。）を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
①当社が、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先（修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等）、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。
④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者（保険の対象となる方）の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については当社公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧いただくか、取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。
加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。 ）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務（ご契約締結時における注意事項）

（1）保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

＜告知事項＞

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

(2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないこと、ご契約が解除されることがあります。
(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

①保険料算出の基礎数字 ②業務内容

●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

（1）保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合 （ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

（注）加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンへご通知が必要となります。

（2）以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

（3）ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

（4）重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

司法書士賠償責任保険　事故事前連絡票

事故発生日	平成　・　令和　年　月　日
会員氏名	
事故内容 （概要）	
弁護士 委任有無	あり　・　なし
ありの場合 弁護士 事務所名	

※ご注意ください※
弁護士への委任は損保ジャパンへの事前確認が必要となります。

【FAX番号】
損害保険ジャパン株式会社
群馬火災新種保険金サービス課
FAX番号　042-497-6407

アームリンク株式会社
担　当：米田
FAX番号　027-280-4659

もしものときは

【窓口：事故サポートセンター】
0120-727-110
【SOMPOサイバーインシデントサポートデスク】
0120-318-258
※司法書士賠償とサイバーの問い合せ窓口は異なりますのでご注意ください。

【受付時間】
【窓口：事故サポートセンター】
24時間365日
【SOMPOサイバーインシデントサポートデスク】
年中無休・24時間365日

＊上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

もしものとき、先ずはご相談下さい！

©JAPAN-DA

• MEMO

SOMPO

承認番号　SJI26-11243（2026.07.27）